

かとう知っところ情報 (第 103 版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信中！

発行日：令和 4 年 12 月 20 日
発行：加東市商工会

令和 4 年度補正予算が成立 中小企業関係施策を一部抜粋

○事業再構築補助金

- 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)に対しては、グリーン成長枠と同様に売上減少要件を撤廃。また、大胆な賃上げに取り組む事業者には、更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)を措置。
- 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を対象とする支援枠を新設。業況が厳しい事業者については、引き続き高い補助率で支援。

【業況が厳しい事業者への支援】

○**新型コロナや物価高等**により業況が厳しい事業者や、**最低賃金引上げの影響**を大きく受ける事業者を**引き続き手厚く支援**(補助率:2/3~3/4、**売上10%減少等**が要件)。**成長分野へ(売上減少要件撤廃)**

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強化枠
					エントリー	スタンダード	
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	5億円
補助率	3/4	3/4 (一部2/3)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)			1/2

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

○ものづくり補助金(革新的製品・サービスの開発や、生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援)

最大補助上限 1250 万円～4000 万円、補助率 1/2～2/3 大幅賃上げ達成で+最大 1,000 万円引き上げ

○小規模事業者持続化補助金(小規模事業者による経営計画策定及び販路開拓等を支援)

通常上限は 50～200 万円、補助率 2/3(一部 3/4)。

○IT導入補助金(中小企業の業務効率化やDXを推進するため、IT ツール等の導入費用を支援)

インボイス対応に必要な IT ツール導入促進のため、クラウド利用料(2 年分)やハード(PC 等)購入も補助対象

ひょうごで食べようキャンペーン ～ はばタン Pay ～ 登録店舗募集中

○飲食店募集期間

2022 年 11 月 15 日(火)～2023 年 1 月 15 日(日)まで随時登録受付

○参加条件

兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けている飲食店及び喫茶店が対象

○デジタル食事券(電子クーポン)概要

・1 口 10,000 円で 12,500 円分利用可能。1 円からご利用できます

※発行口数:12,500 円×28 万口=35 億円分

・利用期間 令和4年 12 月 19 日(月)～ 令和5年 2 月 28 日(火)

・お食事店舗で二次元コードを読み取り、金額を入力・支払

○詳しくはHPでご確認ください。

<https://hyogo-de-tabeyou.com/>

発行：兵庫県
兵庫県内の事業者(飲食店)の皆様へ
ひょうごで食べよう キャンペーン
プレミアム付 デジタル食事券 はばタン Pay
ひょうごで食べようキャンペーン プレミアム付デジタル食事券「はばタンPay」とは？
紙ではなくデジタル食事券です
専用ウェブサイトにて参加登録いただきました飲食店様には、事前に専用の読取用二次元コード等をお送りし、お客様にはそれを読み取ってもらうだけで決済完了となります。スマートフォン又はインターネットの使えるパソコンがあれば、いつでも利用可能で現金が不要です。面倒な紙幣等の取扱い(現金多額)や飲食関連の確保なども不要。登録された店舗口座へ最大月2回の換金が行われます。その他ご準備いただくもの、ご負担いただくものは一切ございませんので、是非当事業にご参加ください。
兵庫県内登録飲食店での食事にご利用の電子食事券 1口 12,500円分を 10,000円で販売
食事券利用可能期間 2022年12/19(月)～ 2023年2/28(火)
参加飲食店募集 /
参加登録受付期間 2023年1/15(日)まで
専用ウェブサイトで簡単手続！(詳しくは画面をご覧ください)
※ 新型コロナ感染拡大等によりキャンペーンの停止又は期間の変更などが生じる場合は、あらかじめ専用ウェブサイト等でお知らせします
※ 食事券の発行を停止し(利用可能を要請)、兵庫県内の感染状況が落ち着いたら、また、まだ感染防止等重点措置の適用期間に達したとき(食事券の発行を停止し(利用可能を要請)、兵庫県内の感染状況が落ち着いたら、また、まだ感染防止等重点措置の適用期間に達したとき)
ひょうごで食べようキャンペーン事務局(コールセンター)
TEL 078-371-3010

12月1日から適用！ 特定（産業別）の最低賃金が変わります。

令和4年10月1日から既に兵庫県の最低賃金が960円に改正されていますが、特定（産業別）の最低賃金は令和4年12月1日から以下の通り改正されます。

この最低賃金は、原則として県内の事業場で雇用されるパート・アルバイト等を含めた全ての労働者に適用されます。

特定(産業別)最低賃金 (適用業種)	時間額 (円)	改正時期 (令和4年)
塗料製造業	1,000	12月1日
鉄鋼業	1,024	12月1日
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	993	12月1日
電子部品・デバイス・電子回路 製造業、電気機械器具製造 情報通信機械器具製造業	961	12月1日
輸送用機械器具製造業	1,034	12月1日
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	963	12月1日
自動車小売業	963	12月1日
繊維工業	899	※10月1日
各種商品小売業	899	※10月1日

※兵庫県最低賃金が業種の最低賃金を上回ったので、10月1日から兵庫県最低賃金が適用されています。

(お問合せ:兵庫県労働局:TEL078-367-0850)

事業計画書等を作成したい事業所向け個別相談会

皆様の事業計画作成のお手伝いをします。経営革新計画、事業継続力強化計画、各種補助金の申請書作成について行政書士がアドバイスします。社長、後継者の皆様、おひとりで悩まずに是非ご相談ください。

日時:令和5年1月6日(金)、13日(金)、
20日(金)、27日(金)

講師:行政書士 藤岡 勝雅 氏
(藤岡行政書士事務所 代表)

※要予約

【お問合せ・申込】加東市商工会 経営支援課
TEL:0795-42-0253

専門家派遣 申込受付中

商工会では、専門家による無料相談を実施しています。

中小企業診断士、社労士、税理士、弁護士等に相談ができますので是非ご活用ください。

※各事業所2時間の相談が年3回まで可能。
※年度途中で、申請受付を中止する場合がございます。予めご了承ください。

※派遣日時は申請受付からおおよそ2~4週間後になります。

【お問合せ・申込】加東市商工会 経営支援課
TEL:0795-42-0253

緊急経済対策補助金の申請期限延長について

原油価格等高騰緊急経済対策補助金について、対象となる期間(令和4年1月から9月まで)を令和4年12月まで延長することに併せ、申請期限が令和5年2月28日(火)まで延長されましたのでお知らせします。

これから申請をお考えの事業者の皆様は、お早めに必要書類を準備して申請してください。

※申請書類は必ずレターパック、簡易書留で郵送してください。

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金事務局
平日 10:00~16:00 TEL:0795-47-1301

加東市原油価格等高騰
緊急経済対策補助金

申請はお済みですか?

最大 **50万円** まで
補助金が受けられます!

受付延長 **2月28日** まで

農業者も対象になる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金事務局

インボイス制度の登録はお済みですか?

消費税
令和5年10月
事業者の方へ
インボイス制度が始まります!

制度開始時に
インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です!

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は国税庁が受け付けてくれます。
- 免税事業者の方は、ご自身の事業形態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかを検討してください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お取引のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください!

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただく。書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けられます!
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受けられます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!

個人事業者の方はスマートフォンからe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月31日**までに登録申請が必要です。

詳しくは国税庁HPで

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm